

少額随意契約の基準額の変更について

令和7年4月
岩国市契約監理課

このたび、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号別表5の「売買、賃貸、請負その他の契約で随意契約によることができる場合の予定価格の基準額」が改正され、岩国市財務規則における同基準額についても同様に見直しが行われました。

これに伴い、岩国市が発注する建設工事及び業務委託や物品の購入等の契約を随意契約で行う場合にも適用することにしますので、お知らせします。

岩国市財務規則第114条の改正

契約の種類	改正前	改正後
工事又は製造の請負	130万円	200万円
財産の買入れ	80万円	150万円
物件の借入れ	40万円	80万円
財産の売払い	30万円	50万円
物件の貸付け	30万円	30万円
前各号に掲げるものの以外のもの	50万円	100万円

参考

予算科目	改正前	改正後
工事請負費	130万円	200万円
印刷製本費	130万円	200万円
備品購入費	80万円	150万円
委託料	50万円	100万円